

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

長瀬町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 長瀬町全域

(1) 現況

長瀬町は、宝登、不動、陣見、大平、釜伏の山々に囲まれた盆地で、町の中心を貫く形で1級河川である荒川が存在し、町内全域が県立長瀬玉淀自然公園区域に指定され、一部地域は国の名勝及び天然記念物にも指定されている自然に恵まれた地域である。このため農地の大部分は急傾斜地域に位置しており、主に畑作物や果樹栽培を中心とした観光農業経営が比較的盛んに行われている。

このように自然が豊かで山々に囲まれた、中山間地域に位置していることから、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、長瀬町では農業振興地域において法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、これにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、農業振興地域の大部分が自然公園区域に指定されていることから、法第3条第3項第3号に掲げる事業についても積極的に推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図ることで、生物多様性の保全と多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
長瀬町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と併せて、自然公園区域に指定されていることから法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

長瀬町内農業振興地域全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜**農用地**すべてを対象（田1/100以上1/20未満、畑8度以上15度未満）とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 埼玉県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）集落協定の共通事項

1）集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2）協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、長瀬町の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

特になし。